

市民後見人No.74

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.84)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮5-9-11 区民活動交流施設「こみにゅていぷらざ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応 できます)

MAIL : npokouken@gmail.com URL : <http://www.shiminkoukenninokai.jp>

■受任数 22 件へ■

新年早々、受任 21 件目に当たる被成年後見人が決定しました。東京家庭裁判所(以下、家裁)は、品川区長から申し立てのあった同区内の男性(78歳)について、後見人を本会に、後見監督人を品川区社会福祉協議会(以下、社協)にする審判を行い、1月24日に登記されました。

一方、親族の依頼により社協が代理申し立てする男性(79歳)の成年後見人候補者に本会がなることも決定、決定審判が行われれば、受任数が22件となります。担当者については、近く理事会で決めます。

■報告と勉強会を開催■

4カ月に1度、当会が受任している後見人の業務実態を監督人(社協)に連絡する通称「報告会」が、1月23日に行われました。同時に後見業務担当者を対象とした新しい勉強会を試行的に開催しました。

報告会では、後見業務を担当する会員が各担当ケースごとに作成した4カ月分の被後見人等の「事務報告書」「財産目録」「収支表」などの書類を提出、それをもとに監督人に口頭で報告します。また、担当者が日ごろ感じている業務上の疑問や悩みなども発言、監督人や他の出席会員から助言をもらったり、一緒に考えたりしていきます。

提出した書類は、後日、監督人がチェックし誤りがあれば指摘され、訂正します。

この報告会は従来、午前中の2時間を充ててきましたが全担当者が集まれる機会はその多くないため、今回から各担当者に午後4時間程度の時間を確保してもらい、報告会終了後、業務に必要な知識を増やすための勉強会を実施することにしました。この日は、品川区の介護保険担当職員を講師に招き、「地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保」を目指した制度の見直しに関する国の動向などについて学びました。

勉強会はこれまで、毎月第3土曜日に開いてきましたが、今後報告会実施月だけは、報告終了後に実施する方針です。テーマも新しい知識を得るためのものにしていきますので、担当者は、活動の重要な時間と位置付けてください。

■会費未納会員へ■

当会事務局は、会費未納会員へ納入お願いをメールでご連絡、応答がない場合は郵送でもご連絡しています。連絡があり次第、以下の口座にお振込みください。2年連続未納の会員は、自動的に退会扱いになります。

振込先

みずほ銀行荏原支店普通口座 1086153

特定非営利活動法人市民後見人の会(トク化イリカド ウチゾ ソシコウケンニノカイ)